ACSES ニュースレター_２１２４号（2021 年 6 月 17 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・マスクの夏、早めに労働環境の見直しを　熱中症対策で救急医学会〈新聞報道〉
・建設アスベストに関する電話相談窓口について〈環境省〉
・特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（法律第 74 号）〈官報〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２４０報）〈厚生労働省〉
[原子力施設全般]
・伊方３号機、１０月１２日に再稼働へ…運転差し止め仮処分が３月に取り消し〈新聞報道〉
・敦賀原発の審査資料書き換え　規制委の調査で見えてきたのは〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] ジアセチル（別名：２，３－ブタンジオン）による健康障害の防止対策及び労災保険制度の周知について
（令和 3 年 6 月 7 日付け基安化発 0607 第 6 号／基補発 0607 第 2 号）〈厚生労働省〉
[4] 健康安全
◇妊娠中の新築・増改築と、生後 1 歳での喘鳴(ぜんめい)と反復性喘鳴の関連について〈環境省〉
[5] 農薬
◇農薬「シフルトリン」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬「ポリオキシン（ポリオキシン D 亜鉛塩及びポリオキシン複合体)」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬「プロパルギット」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[6] 食品安全衛生関係
◇フランスのヴァンデ県及びドゥー・セーブル県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について〈農林水産省〉
◇食品安全情報（化学物質）No. 12（2021）を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
[7] 環境安全関係
◇水循環基本法の一部を改正する法律（法律第 73 号）〈官報〉
◇PM2.5 の排出に寄与しているサプライチェーンを特定！～効率的な PM2.5 の削減に期待～〈国立環境研究所〉
[8] 調査、公募、意見募集等
［公募結果、意見募集結果］　３件
［調査結果］　１件
[9] その他省庁発表　１件

沙羅双樹（娑羅双樹、サラソウジュ、沙羅の木）

[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　　２件　　［開催記録、報告、資料等］　　１件
[11] その他
◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件
[付録]
◇［注意喚起］更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリー現象に係る注意喚起<製品評価技術基盤機構>
◇大リーグ 粘着性物質つけた不正投球でチェックを強化<放送報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・マスクの夏、早めに労働環境の見直しを　熱中症対策で救急医学会

＜朝日新聞　2021年6月16日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP6J36L3P6HULBJ01N.html

日本救急医学会は15日、新型コロナウイルス感染症の「第2波」とピークが重なった昨夏の熱中症について、分析結果を公表した。マスクを着けた人の熱中症は、肉体労働中の発生が多かったことがわかり、学会は暑さが本格化する前に対策を見直すよう呼びかけている。

昨年7～9月に、全国の救命救急センターなど143施設で、熱中症と診断された約1千人について調べた。このうち0・5%（5人）が、搬送後にPCR検査などで新型コロナ陽性と判定されていた。

熱中症の約半数は屋内で起き、高齢者が多いなどの全体的な傾向は、2019年と比べて大きな違いはなかった。

発症時のマスクの有無が判明した例をみると、マスクをつけていた人では肉体労働などが約6割を占めたのに対し、マスクなしの人では3割ほどだった。学会の神田潤医師はマスク着用時の熱中症について、「労働環境での対策の見直しなどを、本格的な夏になる前に、ぜひやっていただきたい」と話した。

また学会では、熱中症の重症の重症度を判定するスマートフォンアプリを開発。救急車を呼ぶべきかどうかの判断を助け、新型コロナ感染症への対応も求められる救急医療の逼迫（ひっぱく）を防ぐ狙いもあるという。

アプリは、「めまい」や「大量の発汗」などの症状を選ぶだけで、学会のガイドラインが定める３段階の熱中症重症度のうち、どの段階なのかが判定されて、対処法も表示される。日本救急医学会のウエブサイトで提供している。

・建設アスベストに関する電話相談窓口について

＜環境省　2021年6月8日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19139.html

厚生労働省は、下記の相談窓口にて、建設アスベストに関する電話相談の受付を開始しましたので、お知らせします。

１．建設アスベストに関する電話相談窓口について

名　　称	労災保険相談ダイヤル
電話番号	0570-006031
受付時間	月曜日～金曜日　8:30～17:15 （土・日・祝日・年末年始はお休みします）

２．受け付ける相談等の内容

建設現場で石綿にばく露し、疾病を発症された方に関する補償など

注：労災保険ダイヤルでは、労災保険の申請手続きなど労災保険一般に関する相談を受け付けており、これにつ

いても引き続き、ご相談いただけます（電話番号は上記．１と同じです）。

３．リーフレット

建設アスベストに関する相談窓口　　https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000789627.pdf

---

・特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（法律第 74 号）

［官報］　令和３年６月 16 日　号外　第 135 号　52～55 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210616/20210616g00135/20210616g001350052f.html

あらまし

https://kanpou.npb.go.jp/20210616/20210616g00135/20210616g001350005f.html

◇特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（法律第 74 号）（厚生労働省）

１　趣旨

この法律は、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判所判決等において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、これらの判決において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について定めるものとすることとした。（第一条関係）

２　定義

㈠　この法律において「特定石綿ばく露建設業務」とは、日本国内において行われた石綿にさらされる建設業務のうち、次の⑴又は⑵の業務をいうこととした。（第二条第一項関係）

⑴　石綿の吹付けの作業に係る業務（昭和四七年一〇月一日から昭和五〇年九月三〇日までの間に行われたものに限る。）

⑵　屋内作業場であって厚生労働省令で定めるものにおいて行われた作業に係る業務（昭和五〇年一〇月一日から平成一六年九月三〇日までの間に行われたものに限る。

㈡　この法律において「石綿関連疾病」とは、石綿を吸入することにより発生する次の⑴から⑸までに掲げる疾病をいうこととした。（第二条第二項関係）

⑴　中皮腫

⑵　気管支又は肺の悪性新生物（３㈠⑵及び⑶において「肺がん」という。）

⑶　著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

⑷　石綿肺（じん肺法第四条第二項に規定するじん肺管理区分（以下単に「じん肺管理区分」という。）が管理二、管理三若しくは管理四である者又はこれに相当する者に係るものに限る。３㈠⑶イにおいて同じ。）

⑸　良性石綿胸水

㈢　この法律において「特定石綿被害建設業務　労働者等」とは、次の⑴から⑸までに掲げる者であって特定石綿ばく露建設業務に従事することにより石綿関連疾病にかかったものをいうこととした。（第二条第三項関係）

⑴　労働者（労働基準法第九条に規定する労働者。以下２㈢において同じ。）

⑵　厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業の事業主

⑶　⑵の事業主が行う事業に従事する者（労働者を除く。）

⑷　労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者

⑸　⑷に掲げる者が行う事業に従事する者（労働者を除く。

３　給付金等

㈠　給付金の支給等

⑴　給付金の支給

国は、この法律の定めるところにより、特定石綿被害建設業務労働者等に対し、給付金を支給することとし、特定石綿被害建設業務労働者等が死亡したときは、その者の遺族は、自己の名で、その者の給付金の支給を請求することができることとした。　（第三条第一項及び第二項関係）

⑵　給付金の額

給付金の額は、次のイからハまでに掲げ　る特定石綿被害建設業務労働者等の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額と　することとした。（第四条第一項関係）

イ　石綿関連疾病により死亡した者次の(ｲ)又は(ﾛ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ｲ)又は(ﾛ)に定める額

(ｲ)　(ﾛ)以外の者一、三〇〇万円

(ﾛ)　石綿肺により死亡した者（じん肺管理区分が管理二若しくは管理三であった者（じん肺法第二条第一項第二号に規定する合併症のうち厚生労働省令で定めるもの（ハ(ｲ)①及びハ(ﾛ)①において「指定合併症」という。）にかかった者を除く。）又はこれに相当する者に限る。）　一、二〇〇万円

ロ　イに掲げるもののほか、中皮腫、肺がん若しくは著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかった者、石綿肺にかかった者（じん肺管理区分が管理四である者又はこれに相当する者に限る。）又は良性石綿胸水にかかった者一、一五〇万円

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、石綿肺にかかった者次の(ｲ)又は(ﾛ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ｲ)又は(ﾛ)に定める額

(ｲ)　じん肺管理区分が管理三である者又はこれに相当する者次の①又は②に掲げる区分に応じ、それぞれ①又は②に定める額

①　指定合併症にかかった者九五〇万円

②　①以外の者八〇〇万円

(ﾛ)　じん肺管理区分が管理二である者又はこれに相当する者次の①又は②に掲げる区分に応じ、それぞれ①又は②に定める額

①　指定合併症にかかった者七〇〇万円

②　①以外の者五五〇万円

⑶　給付金の額の減額

イ　特定石綿被害建設業務労働者等であって、２㈠に規定する期間のうち特定石綿ばく露建設業務に従事した期間が、次の表の上欄に掲げる石綿関連疾病に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間を下回るものに係る給付金の額は、⑵の規定にかかわらず、⑵イからハまでに定める額に一〇〇分の九〇を乗じて得た額とすることとした。（第四条第二項関係）

肺がん又は石綿肺	一〇年
著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚	三年
中皮腫又は良性石綿胸水	一年

ロ　特定石綿被害建設業務労働者等（肺がんにかかった者に限る。）であって、喫煙の習慣を有したものに係る給付金の額は、⑵又は⑶イにかかわらず、⑵イ(ｲ)又は⑵ロの額（⑶イの適用がある場合にあっては、⑶イによる額）に一〇〇分の九〇を乗じて得た額とすることとした。（第四条第三項関係）

㈡　給付金の支給の手続

⑴　請求

イ　厚生労働大臣は、給付金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、給付金を支給することとした。（第五条第一項関係）

ロ　イの請求（⑵及び⑶イにおいて単に「請求」という。）は、石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断又は石綿肺に係るじん肺法の規定によるじん肺管理区分の決定（じん肺管理区分が管理二、管理三又は管理四と決定された者に係る決定に限る。）があった日（石綿関連疾病により死亡したときは、その死亡した日）から起算して二〇年を経過したときは、することができないこととした。（第五条第二項関係）

⑵　厚生労働大臣による調査

イ　厚生労働大臣は、⑴イの認定（⑶ハにおいて単に「認定」という。）を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（ロ及び⑶イにおいて「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告等をさせ、又は厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。（第六条第一項及び第二

項関係）

ロ　請求者が、正当な理由がなくて、イによる報告等をせず、又は医師の診断を拒んだときは、厚生労働大臣は、その請求を却下することができることとした。（第六条第三項関係）

⑶　請求に係る審査

イ　厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求の内容を特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、次の(ｲ)から(ﾆ)までに掲げる事項について審査を求めなければならないこととした。（第七条第一項関係）

(ｲ)　当該請求に係る請求者が特定石綿ばく露建設業務に従事した期間

(ﾛ)　当該請求に係る請求者がかかった石綿関連疾病の種類

(ﾊ)　当該請求に係る請求者が特定石綿ばく露建設業務に従事したことと石綿関連疾病にかかったこととの関係

(ﾆ)　当該請求に係る請求者の喫煙の習慣の有無

ロ　審査会は、イによる審査を求められたときは、イの(ｲ)から(ﾆ)までに掲げる事項について審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこととした。（第七条第二項関係）

ハ　厚生労働大臣は、ロによる通知があった審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとすることとした。（第七条第三項関係）

⑷　関係機関等の協力

関係機関その他の公務所又は公私の団体は、厚生労働大臣から必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこととした。（第八条関係）

㈢　追加給付金の支給等

⑴　追加給付金の支給

国は、給付金の支給を受けた特定石綿被害建設業務労働者等であって、吸入した石綿により新たに㈠⑵イからハまで（㈠⑵ハ(ﾛ)②を除く。⑵において同じ。）のいずれかに該当するに至ったものに対し、追加給付金を支給することとした。（第九条第一項関係）

⑵　追加給付金の額

追加給付金の額は、㈠⑵イからハまでに掲げる特定石綿被害建設業務労働者等の区分に応じ、㈠⑵イからハまでに定める額（㈠⑶イ又はロの適用がある場合にあっては、これらによる額）から、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める額を控除した額とすることとした。（第一〇条関係）

イ　初めて追加給付金の支給を受ける場合㈠⑴により支給された給付金の額

ロ　既に追加給付金の支給を受けたことがある場合㈠⑴により支給された給付金の額及び⑴により支給された追加給付金の額の合計額

㈣　追加給付金の支給の手続

⑴　厚生労働大臣は、追加給付金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、追加給付金を支給することとした。（第一一条第一項関係）

⑵　㈡⑴ロ及び㈡⑵から⑷までの規定は、⑴の認定について準用することとした。（第一一条第二項関係）

㈤　給付金等に係る損害賠償との調整等給付金等に係る損害賠償との調整、不正利得の徴収等の規定を設けることとした。（第一二条～第一五条関係）

4　特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会

㈠　厚生労働省に、審査会を置くこととした。（第一六条第一項関係）

㈡　その他審査会に関し必要な事項は、政令で定めることとした。（第一六条第三項関係）

5　雑則

㈠　事務の委託

⑴　厚生労働大臣は、給付金等の支払に関する事務を独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に委託することができることとした。（第一八条関係）

⑵　⑴により業務の委託を受けた機構は、給付金等の支払業務（以下「給付金等支払業務」という。）に要する費用（給付金等支払業務の執行に要する費用を含む。⑶において同じ。）に充てるため、特定石綿被害建

設業務労働者等給付金等支払基金を設けることとした。(第一九条第一項関係)

⑶　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、給付金等支払業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとすることとした。(第二〇条第一項関係)

⑷　政府は、⑶により機構に対して交付する資金については、必要な財政上の措置を講じて、確保するものとすることとした。(第二〇条第二項関係)

㈡　厚生労働省令への委任

給付金等の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定めることとした。(第二二条関係)

６　施行期日等

㈠　検討

国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。(附則第二条関係)

㈡　厚生労働省設置法等の一部改正関係

⑴　厚生労働省設置法の一部改正関係審査会に関することを追加することとした。(附則第五条関係)

⑵　独立行政法人労働者健康安全機構法の一部改正関係

機構の業務に、国の委託を受けて、給付金等の支払を行うことを追加することとした。(附則第六条関係)

㈢　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、４、５及び６㈡は、令和四年三月三一日までの間において政令で定める日から施行することとした。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２４０報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年 6 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18977.html

１　自治体の検査結果

札幌市、宮城県、仙台市、秋田県、秋田市、山形県、埼玉県、川越市、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、新潟県、長野県、岐阜市、愛知県、大阪市

※ 基準値超過　７件

No.　68　長野県産　コシアブラ　(Cs：140 Bq/kg)
No. 133　宮城県産　コシアブラ　(Cs：260 Bq/kg)
No. 155　宮城県産　タケノコ　(Cs：140 Bq/kg)
No. 156　宮城県産　タケノコ　(Cs：150 Bq/kg)
No. 158　宮城県産　タケノコ　(Cs：140 Bq/kg)
No. 159　宮城県産　タケノコ　(Cs：110 Bq/kg)
No. 183　宮城県産　タケノコ　(Cs：190 Bq/kg)

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　１件

No.　19　岩手県産　コシアブラ　(Cs：１40 Bq/kg)

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　なし

[原子力施設全般]

・伊方３号機、１０月１２日に再稼働へ…運転差し止め仮処分が３月に取り消し

＜読売新聞　2021 年 6 月 16 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/economy/20210616-OYT1T50204/

・敦賀原発の審査資料書き換え　規制委の調査で見えてきたのは
＜毎日新聞　2021 年 6 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210615/k00/00m/040/055000c
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)について
＜厚生労働省　2021 年 6 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00054.html
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年6月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19323.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年６月 16 日版）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19310.html
----
◇マスコミ報道　見出し
・「インド型」の症状、頭痛・鼻水など風邪に類似　英研究
＜日経新聞　2021 年 6 月 16 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN15DZT0V10C21A6000000/

・アフリカ感染者 500 万人超える
死亡率、世界全体上回る
＜共同通信　2021 年 6 月 15 日＞　https://nordot.app/777449701015994368?c=39546741839462401

・米国のコロナ死者、60 万人超に 世界最多、ワクチン普及で減少も
＜共同通信　2021 年 6 月 16 日＞　https://nordot.app/776639160913936384?c=39546741839462401
・接種ペース失速の米国にちらつく限界
＜毎日新聞　2021 年 6 月 15 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210615/k00/00m/030/165000c

・五輪期間中に再宣言の可能性
＜共同通信　2021 年 6 月 16 日＞　https://nordot.app/777706553497681920?c=39546741839462401
　国立感染症研究所や京都大などは 16 日、東京五輪の期間中、感染力が強いインド株の影響が小さかったとしても、緊急事態宣言が再度必要になる可能性があるとの試算結果を明らかにした。同日の厚労省専門家組織会合で示した。

[対策・予防]
・沖縄除く 9 都道府県の緊急事態宣言 きょう解除決定へ 政府
＜NHK　2021 年 6 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210617/k10013088821000.html
・沖縄除く 9 都道府県宣言解除へ 一部まん延防止に移行 酒類提供容認
＜毎日新聞　2021 年 6 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210616/k00/00m/040/354000c
----
◇省庁発表
・第39回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年6月16日）の資料を掲載しました。
＜厚生労働省　2021年6月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00256.html

・マスクの日本産業規格(JIS)が制定されました
＜経済産業省　2021年6月16日＞　https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210616002/20210616002.html
マスクは、新型コロナウィルス（COVID-19）感染が続く現在、すべての人々の必需品となっています。COVID-１９

の発生以来、需要の急増に伴う海外からの輸入の急増、マスクメーカ以外の事業者による布製マスクの製造・販売などマスク市場も拡大・多様化していますが、日本にはマスクに対する公的な規格・基準は整備されていませんでした。そこで、試験方法の標準化を図り、一定の性能要件以上のマスクを国内で流通させる観点から、JISを制定しました。

本JISの制定により、一定の性能基準を満たしたマスクが製造・販売され、消費者や医療従事者の安心・安全の確保につながることが期待されます。

１． JIS制定の背景と目的

現在、新型コロナウィルス(COVID-19) 感染予防のため、マスクの着用が強く推奨されています。日本は、花粉症対策などによりCOVID-19発生以前からマスクが普及しており、消費者の認知度、識別力も高い市場でした。一方、これまで公的規格が整備されておらず、各メーカ独自の試験方法による品質表示情報を元に性能を判断せざるを得ない状態でした。

このため、マスクの性能及び試験方法について標準化を図り、使用者が安心して購入できるよう、医療用及び一般用のマスクを対象としたJIS T9001（医療用及び一般用マスクの性能要件及び試験方法）、コロナ感染対策に従事する医療従事者用のマスクを対象としたJIS T9002（感染対策医療用マスクの性能要件及び試験方法）を制定しました。

2. JIS制定の主なポイント

規定された試験方法により試験を行い、捕集機能、圧力損失、安全・衛生項目等の性能要件を満たしていれば、材質、形状は限定していません。

(1) JIS T9001（医療用及び一般用マスクの性能要件及び試験方法）

① 医療用マスクは、一般医療、介護などに従事する方々が使用するマスクについて規定しています。医療用マスクに必要な捕集機能、人工血液バリア性について、クラスⅠ、Ⅱ、Ⅲの3つにクラス分類し、また、共通の圧力損失（通気性）、安全・衛生項目を規定しています。

② 一般用マスクは、一般消費者が使用するマスクです。4つの捕集機能（微粒子状物質、バクテリアを含む飛まつ、ウイルスを含む飛まつ、花粉粒子）と圧力損失（通気性）、安全・衛生項目を規定しています。

(2) JIS T9002（感染対策医療用マスクの性能要件及び試験方法）

感染対策医療用マスクは、感染対策に従事する医療従事者の方々が使用するマスクについて規定しています。人工血液バリア性等の付加性能の有無でタイプⅠ、Ⅱに分類し、性能要件とその試験法に加えて、安全・衛生面も考慮して規定しています。（労働安全衛生法での防じんマスク用途ではありません。）

3. 期待される効果

本JISの制定により、国内で流通し、広く利用されているマスクについて、その品質向上と使用者が安心して選択できるようになります。また、日本の高品質なマスクの国際的な競争力向上につながることが期待されます。

・<u>マスク、医療用と一般用にＪＩＳ基準…素材限定せず一定の性能で</u>

＜読売新聞　2021年6月16日＞　https://www.yomiuri.co.jp/economy/20210616-OYT1T50025/

政府は医療用と一般用のマスクについて、性能の目安となる日本産業規格（ＪＩＳ）を制定する。新型コロナウイルスの感染拡大で需要が増えており、品質や性能に問題がある製品の流通を減らして利用者の安全確保に役立てる。

市販のマスクと医療機関や介護施設などで働く人が使う医療用マスクに、それぞれ性能基準を設ける。メーカーは、業界団体「日本衛生材料工業連合会」の認証を得た製品に専用のマークを表示できる。早ければ今夏に市場に出回る見通しだ。

いずれもウイルスやバクテリア、大気汚染物質をとらえる性能や通気性などに一定の基準を設け、これを上回る製品を認証する。素材は限定せず、布製やウレタン製も認める一方、一般用で洗濯による再利用を想定する場合、洗濯後に品質基準を満たすことを条件にする。

これまで日本のマスクは、粉じんを想定した産業用を除いて規格が設けられていなかった。コロナ禍で需要が急増したマスクの生産に異業種の参入が相次ぎ、品質を管理する必要があると判断した。２０２０年度のマスクの国内出荷量は一般向けだけで１００億枚を超え、前年度の約２倍に増えた。

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・接種を証明「ワクチンパスポート」 ７月めどに導入で調整 政府
＜NHK　2021年6月17日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210617/k10013088811000.html

・大学・職域、接種券なくてもOK　作業負荷の心配も
＜朝日新聞　2021年6月17日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP6J72DSP6JUTIL013.html?iref=comtop_7_03

・職域接種に関するお知らせ
＜厚生労働省　2021年6月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_shokuiki.html

・外国語の新型コロナワクチンの予診票等を掲載しています
＜厚生労働省　2021年6月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_tagengo.html

・ワクチン１回目接種を終えた高齢者施設でクラスター
＜ANN News　2021 年 6 月 15 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000219426.html

・ワクチン、副反応と効果は無関係…腕の痛みや発熱なくても「不安に思う必要なし」
＜読売新聞　2021 年 6 月 16 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/medical/20210616-OYT1T50066/

・ワクチン副反応、ファイザー製の重いアレルギーは 50 代以下が中心
＜京都新聞　2021 年 6 月 15 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/582083

・米ノババックスのワクチン、有効性９０％　武田が国内供給目指す
＜産経ニュース　2021 年 6 月 15 日＞
https://www.sankei.com/article/20210615-5TE3QUSJVNOHPNNNANROE7ZTQU/

・アストラゼネカの新型コロナ抗体薬、後期試験で十分な効果示せず
＜Reuters　2021 年 6 月 16 日＞
https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-astrazeneca-idJPKCN2DR2LN

・ワクチン１回目接種を終えた高齢者施設でクラスター
＜ANN News　2021 年 6 月 15 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000219426.html

---

◇大学等関係

・ゾーニング・下水監視…　コロナと戦うシンガポール国立大
＜日経新聞　2021 年 6 月 13 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOKC209G10Q1A520C2000000/

◇マスコミ報道　見出し

・入院者数をコロナ病床に限定、使用率低下　算出方式を６月から変更、「恣意的」との憶測も
＜京都新聞　2021 年 6 月 15 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/582079

****

[3] ジアセチル（別名：２，３－ブタンジオン）による健康障害の防止対策及び労災保険制度の周知について
（令和３年６月７日付け基安化発 0607 第６号／基補発 0607 第２号）
＜厚生労働省　2021 年 6 月 9 日＞　https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000789986.pdf

基安化発 0607 第６号
基補発 0607 第２号
令和３年６月７日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
補償課長

ジアセチル（別名：２，３－ブタンジオン）による健康障害の
防止対策及び労災保険制度の周知について

ジアセチル（別名：２，３－ブタンジオン）については、引火性の液体であるとともに、目への損傷や呼吸器への障害等の一定の危険有害性があることから、労働安全衛生法令に基づき、リスクアセスメントを実施した上で、労働者にその結果を周知し、リスク低減の措置を講じた上で取り扱うことが事業者に求められているところである。

今般、食品香料を製造する事業場において、ジアセチルを用いた混合・攪拌の作業、ジアセチル等を含むタンクの洗浄作業等の業務に従事していた労働者が呼吸器疾患（閉塞性換気障害）を発症し、労災認定がなされた事例があり、当該作業においては、上記労働者が相当程度のジアセチルにばく露していたことが推定されている。

ついては、ジアセチルによる健康障害の防止対策及び労災保険制度の周知について、別添のとおり、日本香料工業会に通知したので、了知の上、管内の事業場等から労働者の健康障害防止や労災請求等に関する相談があった場合には適切に対応されたい。

[備考]＊
ジアセチル（別名：２，３－ブタンジオン）　CAS 番号：431-03-8　　＊ ACSES 事務局調べ

****

[4] ***健康安全***

◇妊娠中の新築・増改築と、生後１歳での喘鳴(ぜんめい)と反復性喘鳴の関連について
＜環境省　2021 年６月 11 日＞　http://www.env.go.jp/chemi/ceh/news/16206111701.html
エコチル調査の約８万組の妊婦さんとそのお子さんのデータを用いて、妊娠中の新築・増改築と、生後１歳での喘鳴(ぜんめい)と反復性喘鳴の関連について解析した論文が、令和３年５月 29 日にアレルギー分野の学術誌「Allerology International」に掲載されました。

****

[5] ***農薬***

◇農薬「シフルトリン」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年６月 16 日＞
○食品安全基本法第 24 条第２項に基づく、農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての評価　→ http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20120821619
○食品安全基本法第 24 条第１項第１号に基づく、農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての評価食品安全関係情報　→ http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20190905059
○食品安全基本法第 24 条第２項に基づく、農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての評価食品安全関係情報　→ http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20120821607

◇農薬「ポリオキシン（ポリオキシンＤ亜鉛塩及びポリオキシン複合体)」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年６月 16 日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20200728100

◇農薬「プロパルギット」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2021 年６月 16 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20201214153

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 6 月 11 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇フランスのヴァンデ県及びドゥー・セーブル県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について

＜農林水産省　2021 年 6 月 16 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210616.html

農林水産省は、今般、フランスのヴァンデ県及びドゥー・セーブル県における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、当該 2 県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置を解除しました。

◇食品安全情報（化学物質）No.12（2021）を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2021 年 6 月 10 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202112c.pdf

食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

****

[7] ***環境安全関係***

◇水循環基本法の一部を改正する法律（法律第 73 号）

［官報］　令和 3 年 6 月 16 日　号外　第 135 号　52 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210616/20210616g00135/20210616g001350052f.html

あらまし

https://kanpou.npb.go.jp/20210616/20210616g00135/20210616g001350005f.html

〇水循環基本法の一部を改正する法律（法律第 73 号）（内閣官房・国土交通省）

１　国が総合的に策定し、及び実施する責務を有する水循環に関する施策として地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含むことを明記することとした。（第四条関係）

２　国及び地方公共団体は、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすることとした。（第一六条の二関係）

㈠　地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存

㈡　地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置等

㈢　地下水の採取の制限

３　この法律は、公布の日から施行することとした。

水循環基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和 3 年 6 月 16 日

内閣総理大臣　　菅　　義偉

法律第 73 号

水循環基本法の一部を改正する法律

水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「施策」の下に「(地下水水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。)」を加える。

第十二条中「水循環に関して講じた」を「講じた水循環に関する」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（地下水の適正な保全及び利用）

第十六条の二　国及び地方公共団体は、前三条に定めるもののほか、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保

存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　　菅　　義偉
国土交通大臣　　赤羽　一嘉

◇PM2.5の排出に寄与しているサプライチェーンを特定！
　～効率的なPM2.5の削減に期待～

＜国立環境研究所(NIES)　2021年6月8日＞　http://www.nies.go.jp/whatsnew/20210608/20210608.html

九州大学大学院経済学府博士課程1年の三苫春香大学院生、同大学院経済学研究院の加河茂美主幹教授、近畿大学経済学部の永島史弥講師および国立環境研究所の南齋規介室長（PG総括）の研究グループは、インドの発電部門から発生するPM2.5由来の早期死亡者数を推計しPM2.5排出削減に重要となるサプライチェーン(※1)を明らかにしました。

消費者は家庭で直接電力を消費するだけでなく、モノやサービスを購入し、それらを生産する過程（サプライチェーン）で必要となる電力の生産を誘発することで、間接的にも電力を消費しています。本研究ではインドの主要なPM2.5排出源である発電部門を対象に、このような「間接電力消費」がどの国のどのようなサプライチェーンで起こっているのか詳細に分析しました。分析から、インドの発電部門から発生するPM2.5による早期死亡者数は約11万人であり、そのうち間接消費は約80％を占めることが分かりました。また、米や麦など穀物の農業部門を中心としたサプライチェーンは約1万3千人の早期死亡者数を誘発しており、建設部門を中心としたサプライチェーンに続いて2番目に多くの早期死亡者数を誘発していました。建設部門は需要の規模の影響が大きい一方で農業部門は灌漑用電気ポンプのための電力消費が大きい生産構造が大きく影響していることが分かりました。また中東地域への輸出向け生産も電力消費を通してインド国内の早期死亡者数に寄与しています。これまで穀物の生産に関しては、焼畑によるPM2.5排出が問題視されてきましたが、電力消費による間接的なPM2.5排出の観点からも重要であり、国内および海外の消費者が協力して削減に取り組むべきであるといえます。

本研究は、日本学術振興会 科学研究費助成事業（16H01797, 20H00081）の支援を受けました。本研究成果は、6月7日（英国時間）にScientific Reports誌(2019 Impact Factor: 3.998)に公開されました。

研究者からひとこと：

インドでは中国に並ぶ深刻な大気汚染が発生し、年間100万人（2015年）が大気汚染起因の疾病により死亡しています。本研究はインド国内外の無数に存在するサプライチェーンから$PM_{2.5}$排出に大きく寄与しているサプライチェーンを明らかにしました。この結果は効率的な$PM_{2.5}$削減政策を議論する上で重要な情報となります。

例えば、中東諸国（Middle East）のホテル・レストラン部門がインド産の米を購入（輸入）し、インドではその米の生産のために電力を消費していることを示している（図2の最上部のフローを参照）。そのサプライチェーンが結果的に発電所からの$PM_{2.5}$由来の早期死亡者数に寄与する。

(※1)サプライチェーン：完成品を生産するために直接間接的に必要となる原材料・部品等の供給網

****

[8] *調査、公募、意見募集等*

[公募結果、意見募集結果]

◇水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の見直しについて（第6次報告案）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

＜環境省　2021年6月8日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200107&Mode=1

◇水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（第2次報告案）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

＜環境省　2021年6月8日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200110&Mode=1

◇「底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定について（報告案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2021 年 6 月 8 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195210002&Mode=1

[調査結果]
◇科学技術・学術政策研究所「民間企業の研究活動に関する調査報告 2020」報告書の公表について
＜文部科学省　2021 年 6 月 16 日＞　https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2020/1422310_00010.htm
****

[9] ***その他省庁発表***
◇種苗法第十三条第一項の規定に基づく品種登録出願の公表及び同法第二十一条の二第三項の規定に基づく輸出する行為に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1033 号）
［官報］　令和 3 年 6 月 16 日　本紙　第 514 号　4～5 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210616/20210616h00514/20210616h005140004f.html
****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・薬事・食品衛生審議会　薬事分科会を開催します　　６月 30 日、Ｗｅｂ会議
＜厚生労働省　2021 年 6 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19178.html
公開案件
〔報告事項〕
１．毒物劇物部会について
２．先駆け審査指定制度の対象品目の指定の取消しについて
非公開案件
〔報告事項〕
１．各部会からの報告
・第 98 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（オンライン会議開催案内）　　６月 18 日
＜厚生労働省　2021 年 6 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2_00048.html
（１）　第 97 回労災保険部会 特別加入制度に係る主なご意見
（２）労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案の要綱等について（諮問）
（３）その他

[開催記録、報告、資料等]
・世界の大型既存外航船への CO2 排出規制を条約化へ
～ 国際海事機関（IMO）第 76 回海洋環境保護委員会（6/10～17）の開催 ～
＜国土交通省　2021 年 6 月 8 日＞　https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07_hh_000190.html
****

[11] ***その他***
◇新化学物質、化学物質新利用技術等
・抗がん剤の候補物質発見　ミャンマー産の植物から
＜共同通信　2021 年 6 月 15 日＞　https://nordot.app/777436866687811584?c=39546741839462401
　ミャンマーで採取されたキョウチクトウ科の植物から、多発性骨髄腫という血液のがんの薬になる可能性がある物質を見つけたと、名古屋市立大や高知県立牧野植物園などのチームが 15 日までに、オンライン科学誌サイエンティフィック・リポーツに発表した。

多発性骨髄腫の細胞内では、生命活動に必要なタンパク質の不良品が大量にできている。だが細胞は「小胞体ストレス応答」という修理・分解システムを活発に働かせ、不良品の蓄積を回避しながらしぶとく生き延び、増殖しているという。

チームは、この不良品処理システムの働きを抑えがん細胞を死に導く物質を探索、植物の茎にある成分を特定した。

****

[付録]

◇[注意喚起] 更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリー現象に係る注意喚起

＜製品評価技術基盤機構　2021 年 6 月 16 日＞

https://www.nite.go.jp/gcet/tso/20210616_kinki_announce.html

注意喚起

NITE は、経済産業省からの要請を受け 2019 年度より、電気工作物の事故品等についての実機調査（事故実機調査）を行っています。関西地区での事故実機調査の結果、比較的新しい高圧引込みケーブルが地中埋設部で水トリー現象による絶縁破壊が発生している事例があり、広く周知を実施すべき案件でしたので、経済産業省　中部近畿産業保安監督部　近畿支部と連名で注意喚起を公表しました。

注意喚起　　https://www.nite.go.jp/data/000126549.pdf

更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリー現象に係る注意喚起

令和３年６月１６日

経済産業省 中部近畿産業保安監督部近畿支部

独立行政法人製品評価技術基盤機構

近年、近畿管内の自家用電気工作物設置事業場において、比較的新しい高圧引込みケーブルが絶縁破壊し、電力会社に供給支障を与えるという波及事故が増加しています。

高圧ケーブルの更新推奨時期は 15 年※1 として管理されている事業場が多く見られますが、高圧ケーブルの絶縁破壊に伴う波及事故のうち、15 年未満の高圧ケーブルの割合は、平成 30 年度は 13.3%でしたが、令和 2 年度は 43.8%と増加しています。

図１ 近畿管内における高圧引込みケーブル絶縁劣化起因の波及事故件数　―省略―

これらの高圧ケーブルは地中埋設管路に敷設されたものが大半であり、原因を独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）等が調査した結果、水トリー現象（外導トリー）※2 によるものと確認されました。

※1　一般社団法人日本電線工業会資料
https://www.jcma2.jp/files/documents/hv_cvcable.pdf 等による。

※2　水トリー現象は、高圧ケーブルの絶縁に使われる架橋ポリエチレン等に、水と電界が影響して小さな亀裂が発生し、樹枝（tree）状に成長する現象で、外部半導電層から導体に向けて進展する水トリーを外導トリーという。

写真１ シースの地絡痕　　写真２ 絶縁体の水トリー

電気工作物設置者及び電気保安業務担当者におかれましては、更新推奨時期に満たない高圧ケーブルであっても地絡事故が発生する場合があることを念頭に、以下の点に留意ください。

- 定期的に高圧ケーブルの点検を実施し、劣化の兆候が確認された場合は、更新推奨時期に満たなくても速やかに更新するようお願いいたします。
- 事故が確認されている高圧ケーブルは E-T タイプ（外部半導電層がテープ巻き）ですが、更新の際は、水トリー現象に強い E-E タイプ（外部半導電層が押出成形）の採用を推奨します。

表１ E-E タイプと E-T タイプの特徴　―省略―

※3　近畿地域の 6.6kV CVT38sq における単価を比較（一般財団法人建設物価調査会「月刊建設物価」2021 年 6 月号による）

※4　E-E タイプの高圧ケーブルは、電力会社や鉄道会社等で広く採用され、これまで近畿管内において水トリー現象による地絡事故の報告はありません。

◇大リーグ 粘着性物質つけた不正投球でチェックを強化

＜NHK　2021 年 6 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210616/k10013087011000.html

大リーグ機構は 15 日、ピッチャーが粘着性の物質をつけて不正な投球を行う問題について、今月 21 日からすべての試合で審判が複数回ボールを確かめるなどチェックを強化し、違反した選手には 10 試合の出場停止処分を課すことを発表しました。

ピッチャーは滑り止めのロジン以外に粘着性の物質を指につけて投げることは禁止されていますが、大リーグでは長年、多くのピッチャーが松やにや日焼け止めのクリームなどを滑り止めとして指につけ、不正な投球をしていると指摘されています。

この問題について大リーグ機構は 15 日、今月 21 日の試合からチェック体制を強化し、違反が見つかった選手には 10 試合の出場停止処分を課すことを発表しました。

具体的には、先発投手は 1 試合に複数回、リリーフ投手でも 1 回は審判が、ボール、それに選手の体やグラブなどをチェックするほか、試合前にはロジンに不正な物質が混入されていないか調べるとしています。

粘着性の物質をつけて投げるとボールの回転数が増してより変化するボールが投げられるとされ、近年は非常に粘着力の高い物質が使われている疑惑も出ていることから、大リーグ機構は今シーズン、試合で使われたボールを回収したり投球の回転数を分析したりして調査を進めていました。

大リーグ機構は声明の中で「今回調査したボールの多くに、触ると粘着性のある濃いこはく色の付着物があった。異物の使用がまん延している」と述べています。

今シーズンの大リーグは全 30 球団の平均打率が 2 割 3 分 8 厘とここ 50 年で最も低く三振の数も記録的に増えるなど投高打低の傾向が顕著で、大リーグ機構としては長年、大リーグで「暗黙の了解」とされてきた問題に対してシーズン中に異例の対応を迫られた形です。

チェック強化に乗り出した背景は…

長年、大リーグで「暗黙の了解」とされてきたピッチャーの不正投球問題に対して、大リーグ機構がシーズン途中のこのタイミングでチェック強化に乗り出した背景には、あまりに目に余る状況が広がっていたことがあります。

大リーグのボールは滑りやすいと指摘されていて、これまで多くのピッチャーがロジンのほかに、滑り止めとして松やにや日焼け止めクリーム、整髪料を使用してきたと言われています。

ピッチャーにとっては、滑りやすいボールをコントロールしようとすると、より強い力でボールを握る必要があるため、ひじに負担がかかってけがにつながりやすく、こうした粘着性の物質をつけることで体への負担を減らす目的もありました。

しかし近年は、より粘着力の高い物質が登場し、ボールの回転数が従来より数十％上昇するピッチャーが出るなど、いわば「ドーピング」の要素を強く帯びるようになり、パドレスのダルビッシュ有投手も 9 日の会見で「長年、大リーグ機構も見て見ぬふりをしてきたが、度を超す人たちが出てきた」と指摘しています。

実際、現在大リーグでも使われているのではと問題になっている「スパイダー・タック」と呼ばれる粘着性物質は、アメリカで人気の力比べコンテストで 150 キロ以上ある大きな石を持ち上げる際に使う滑り止めとして開発されたものです。

商品の説明によりますと、気温に左右されず高い機能があるということで、1 つ 20 ドル程度で購入できますが、購入者の評価の欄には「変化球の回転数が劇的に上がった」など野球に関するコメントが目立ちます。

こうした高性能の物質を使う選手が増えたことが、今シーズンの極端な低打率と三振の増加につながっていると指摘され、試合が単調になり、野球のおもしろさが損なわれかねない状況に大リーグ機構も対応を迫られた形です。

一方で、ダルビッシュ投手が自身のツイッターに「滑りまくるボールを先にどうにかしてほしい」と投稿するなど、問題の根本的な解決のためには滑りやすいボールの改善が不可欠という声も多くあります。

バッターは、バットを握る際に滑り止めの手袋や粘着性の物質をつけることが認められていて、ダルビッシュ投手は「投手がボールに異物をつけるのがあかんかったら、打者も素手で何もつけずに打ってくれ。フェアでもなんでもない」と訴えています。

********** 以上 **********